

一般社団法人日本ハンドセラピー学会
認定ハンドセラピスト養成カリキュラム

認定臨床研修の手引き

2016 年度版

Ver. 1.0

－目次－

I.	目的	．．．3
II.	認定臨床研修概説	．．．3
	1. 認定臨床研修の心得	
	2. 認定臨床研修実施の倫理的責務について	
	3. 要綱	
III.	認定臨床研修施設について	．．．4
	1. 認定臨床研修施設の施設基準	
	2. 認定臨床研修施設の申請	
	3. 認定臨床研修施設の更新	
	4. 認定臨床研修施設の失効	
	5. 認定臨床研修施設情報の変更	
	6. 認定臨床研修施設の辞退	
	7. 認定臨床研修施設の取り消し	
IV.	認定臨床研修の解説	．．．5
	1. 申請から修了までの流れ	
	2. 中止, 辞退	
	a) 研修中止について	
	b) 研修辞退について	
	3. 修了判定	
	4. 研修者・指導者・委員会の役割	
	a) 研修者の役割	
	b) 指導者の役割	
	c) 委員会の役割	
	5. 施設研修の免除	
	a) 免除条件について	
	b) 申請から終了までの流れ	
V.	認定臨床研修読み替え措置について	．．．11
	1. 目的	
	2. 要綱	
	a) 実施要綱	
	b) 単位対応表	

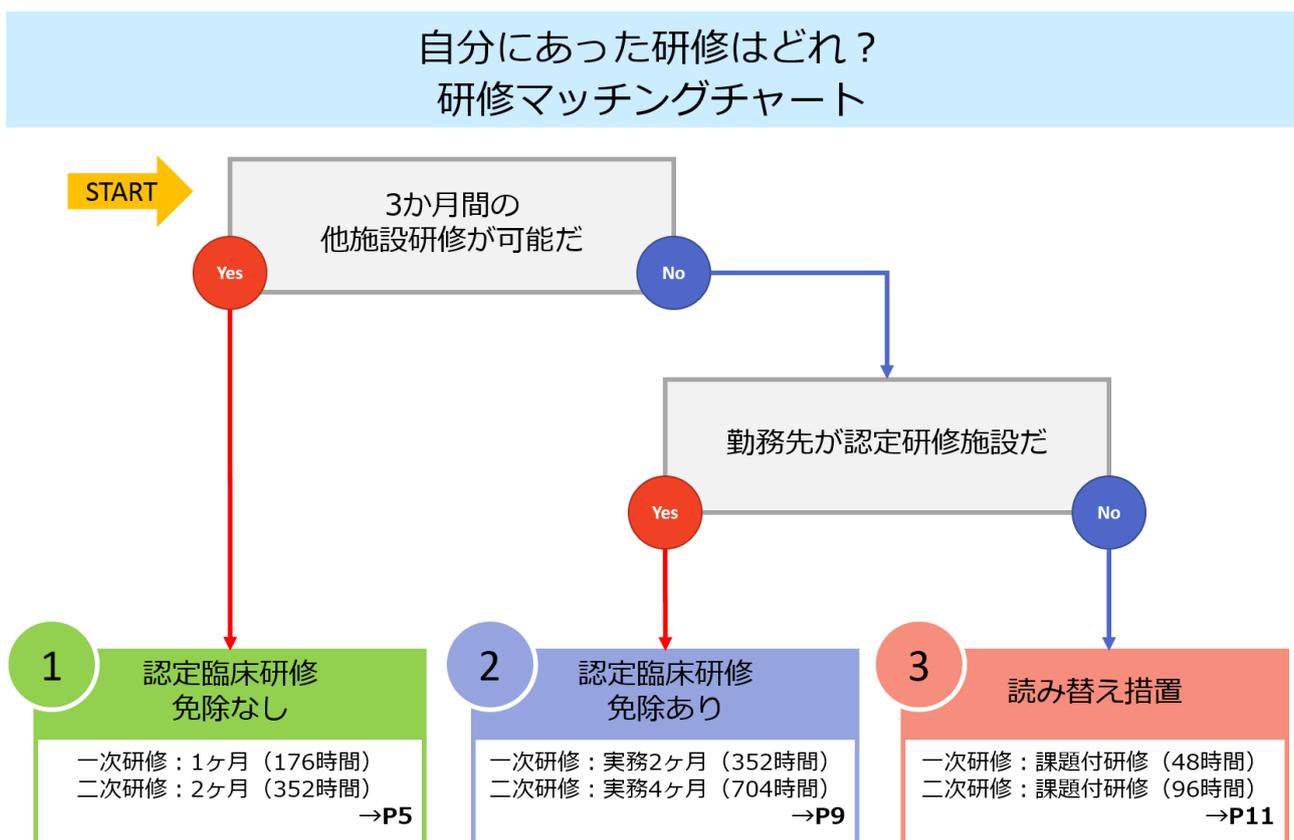
3. 認定臨床研修施設について
4. 申請から修了までの流れ
5. 研修者・指導者・委員会の役割
 - a) 研修者の役割
 - b) 指導者の役割
 - c) 委員会の役割

VI. 参考資料

1. 研修種別一覧
2. 症例報告書について

VII. 手続きに必要な書類一覧

1. 書式：1～10
2. 様式：臨-1～14号



I. 目的

認定臨床研修は、高い学術的水準の知識及び応用力のある総合的な技能を修得した認定ハンドセラピストを養成することを目的としています。

一般社団法人日本ハンドセラピィ学会（以下、「本学会」という）では、認定臨床研修を臨床実践領域の必要項目と位置付け、本学会認定臨床研修規定、認定臨床研修施設に関する細則、認定臨床研修実施に関する細則により規定をされています。

II. 認定臨床研修の概説

1. 認定臨床研修の心得

認定臨床研修を実施するにあたり、多くの関係者のご協力が不可欠です。自己本位とならず、相手の立場に立っての判断、行動、発言に心掛け、良好な人間関係を保ち研修に臨んで下さい。

2. 認定臨床研修実施の倫理的責務について

認定臨床研修を実施する者（研修者）は、職業倫理指針並びに認定臨床研修施設規定に準じて、倫理的責務を負う必要があります。そして、認定臨床研修施設ならびに本学会に対し認定臨床研修規定の厳守を誓約する必要があります。

3. 研修要綱

- a) 対象 本学会 認定ハンドセラピスト養成カリキュラム
基礎研修および応用研修修了者
- b) 研修施設 認定臨床研修施設 A ※認定ハンドセラピストが常勤する認定臨床研修施設
認定臨床研修施設 B ※認定ハンドセラピストが非常勤（4時間／週以上）する認定臨床研修施設
- c) 研修期間 一次研修：1か月間（176時間）
二次研修：2か月間（352時間）
※認定臨床研修施設A及びBにおいて時間換算での臨床研修が可能
- d) 課題 一次研修：研修施設症例報告1例
二次研修：研修施設症例報告1例
- e) 単位 一次研修：4単位
二次研修：8単位
※それぞれ症例報告の合格をもって認定される
- f) 免除規定 認定臨床研修施設に勤めるものは実務期間を研修期間に代えることができる
認定臨床研修施設A勤務者 認定臨床研修施設B勤務者
一次研修：2か月の実務経験 一次研修：352時間の実務経験
二次研修：4か月の実務経験 二次研修：704時間の実務経験
※課題：研修施設症例報告 ※課題：研修施設症例報告

III. 認定臨床研修施設について

1. 認定臨床研修施設の施設基準

a) 認定臨床研修施設の施設基準

① 認定臨床研修施設 A

- 1) 手外科疾患を対象とした診療実績の延べ人数が前年の1年間で1200人以上である。
- 2) 指導にあたる常勤の認定ハンドセラピストが1名以上である。

② 認定臨床研修施設 B

- 1) 手外科疾患を対象とした診療実績の延べ人数が前年の1年間で1200人以上である。
- 2) 指導にあたる非常勤(4時間/週以上)の認定ハンドセラピストが1名以上である。

2. 認定臨床研修施設の申請

a) 認定臨床研修委員会に下記の書類を提出して下さい。

- ① 認定臨床研修施設申請書(様式:臨-1号)
- ② 認定臨床研修施設情報(様式:臨-2号)
- ③ 指導にあたる認定ハンドセラピストの在職証明書(様式:臨-3号)
- ④ 指導にあたる認定ハンドセラピストの認定証の写し

3. 認定臨床研修施設の更新

認定臨床研修施設の有効期限は5年です。更新は、申請手続きと同様の書類を本委員会へ提出してください。また一旦提出した書類はいかなる理由があっても返還できません。

4. 認定臨床研修施設の失効

施設基準が満たされなくなった場合、または更新期間を過ぎた場合には施設認定は失効となります。失効した場合には、速やかに認定証を本委員会へ返還して下さい。

5. 認定臨床研修施設情報の変更

施設の名称変更や移転に伴う住所、電話番号等の施設情報の変更があった場合は、速やかに本委員会へ届出を行って下さい(様式:臨-2号)。

6. 認定臨床研修施設の辞退

認定臨床研修施設は、認定有効期限内であっても本委員会に認定臨床研修施設辞退届(様式:臨-4号)及び認定臨床研修施設認定証を提出し、認定を辞退することができます。

7. 認定臨床研修施設の取り消し

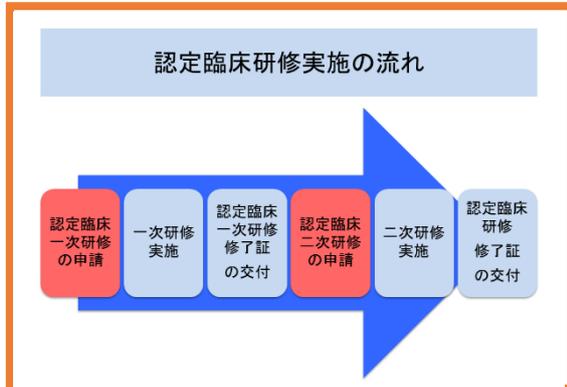
認定臨床研修施設は、認定有効期限内であっても本委員会が不適格と判断した場合は、認定資格審査委員会の議を経て、理事会での承認をもって認定を取り消すことができます。また認定臨床研修施設の認定取り消しに伴い、認定臨床研修認定証は無効となります。

IV. 認定臨床研修の解説

解説では研修者は緑色、指導者は青色、両者は橙色で、特に関係する部分を表記しています。

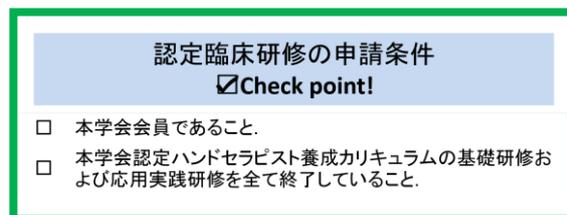
1. 申請から修了までの流れ

a) 認定臨床研修実施の流れ



認定臨床研修の大まかな流れは、「一次研修申請」→「一次研修実施」→「一次研修修了証の交付」→「二次研修申請」→「二次研修実施」→「認定臨床研修修了証の交付」となります。手続きには所定の書類が必要ですので、不備が無いように準備をして下さい。

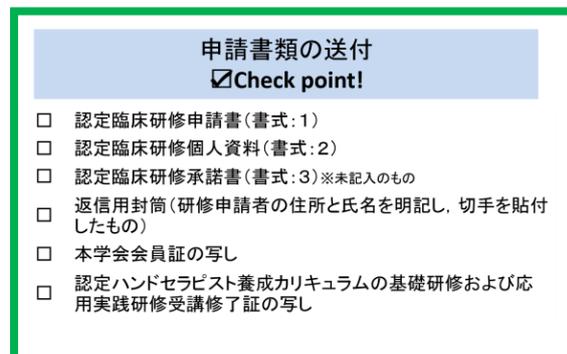
b) 認定臨床研修の申請条件



認定臨床研修を始めるには申請条件を満たしている必要があります。

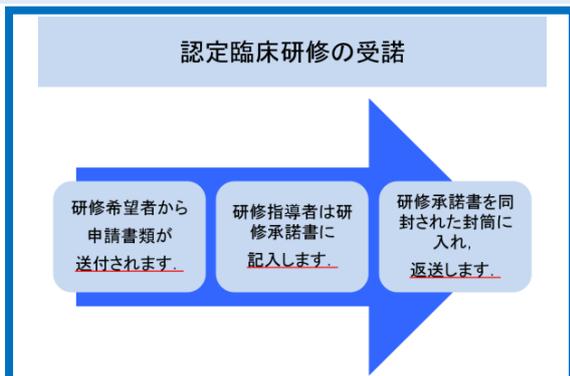
※二次研修の申請条件には、認定臨床一次研修を修了し本学会理事長から「認定臨床一次研修修了証」が交付されている必要があります。

c) 申請書類の送付



研修希望者は、希望する認定臨床施設へ**直接申請**を行って下さい。事前に研修指導者へ依頼を打診しておくことをお勧めします。申請に必要な書類は左図を参考にして下さい。

d) 認定臨床研修の受諾



認定臨床研修の受諾は、申請書類送付後に認定臨床研修施設または研修指導者から受け入れの可否に関する「**認定臨床研修承諾書**」(書式:3)の返送をもって行われます。

研修指導者は、申請条件を満たしていることを確認してください。

e) 委員会へ研修受諾の連絡

認定臨床研修の受け入れが受諾された場合に
委員会に提出する書類
☑Check point!

- 会員証の写し
- 認定ハンドセラピスト養成カリキュラムの基礎および応用実践研修受講修了証の写し
- 認定臨床研修受け入れ返答書(書式:3)の写し
- 認定臨床研修開始届(様式:臨-5号)
- 認定臨床研修に関わる誓約書(様式:臨-6号)

認定臨床研修の受け入れが受諾された場合、
研修開始の1週間前までに所定の書類を提出して下さい。

研修希望者は、認定臨床研修の受け入れ受諾を
頂いた後に、委員会へ左に示している所定の書類
を、**研修開始 1週間前**までに提出してください。

f) 認定臨床研修施設への書類提出

研修希望者は、下に示している所定の書類を認定臨床研修施設へ提出して下さい。
また、認定臨床研修施設ガイドをもとに必要書類を確認してください。

認定臨床研修の受け入れが受諾された場合に
認定臨床研修施設に提出する書類
☑Check point!

- 契約書(書式:4) **署名・捺印したものを2部**
※研修施設保管用と研修者保管用の2部必要です。
- 認定臨床研修施設に対する誓約書(書式:5)
- 個人情報取り扱い誓約書(書式:6)
- 認定臨床(一次・二次)研修修了証明書(様式:臨-7号)

研修施設によって提出が必要な書類
☑Check point!

- 理学療法士または作業療法士補償保険書の写し
- 損害賠償保険加入証明書の写し
- その他

g) 契約書の確認・返送

研修希望者から提出された各種書類を確認し、不備がなければ契約書に署名・捺印して
ください。1部は研修希望者に返却し、1部は施設にて保管して下さい。

h) 認定臨床研修費の確認

研修希望者は、認定臨床研修費の確認を行って下さい。研修施設によって「施設使用
料」や「研修指導料」があります。実施を希望した認定研修施設に確認し、指示に従い
支払って下さい。

i) 認定臨床研修の開始

研修者は以上の研修の手続きを行い、認定臨床研修を開始することができます。認定
臨床研修実施の内容は図で示す構成となっています。一次研修、二次研修において施設
研修と研修施設症例報告を作成し、研修指導者からの修了判定をもって、単位の取得と
なります。研修施設症例報告の作成は、Ⅶ項-2を参照して作成して下さい。



j) 認定臨床研修の修了判定（一次研修・二次研修）

認定臨床研修の修了判定基準

- * 認定臨床研修を皆勤していること。
- * 研修施設症例報告の合格。

研修指導者からの書類の発行

- 症例報告合否判定表(書式:7)
- 認定臨床(一次・二次)研修修了証明書(様式:臨-7号)
- 認定臨床研修施設研修皆勤証明書(様式:臨-11号)

研修指導者は、施設研修修了の判定をして下さい。修了判定後、**左記の書類**を研修者へ発行して下さい。

研修施設症例報告の合否判定は、**症例報告に関する判定基準及び審査結果・VI項-2-d)**を参考に、**症例報告合否判定書(書式7)**に記入し、研修者へ発行して下さい。

k) 委員会へ認定臨床研修修了の書類提出（一次研修修了後・二次研修修了後）

研修者は、認定臨床研修修了後に委員会へ所定の書類を提出して下さい。書類提出後に学会理事長から一次研修修了後には「**認定臨床一次研修修了証**」が、二次研修修了後には「**認定臨床研修修了証**」が交付されます。

※認定臨床一次研修修了証は、日本作業療法士協会認定の専門作業療法士（手外科）取得申請時にも必要な書類です。認定臨床研修修了証は、本学会認定試験申請時に必要となります。大切に保管して下さい。

認定臨床一次研修修了後に 委員会へ提出する書類 ☑Check point!	認定臨床二次研修修了後に 委員会へ提出する書類 ☑Check point!
<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 認定臨床(一次・二次)研修修了証明書(様式:臨-7号) <input type="checkbox"/> 合格した研修施設症例報告:1症例分 <input type="checkbox"/> 症例報告の同意書(様式:臨-8号) <input type="checkbox"/> 合格した症例報告合否判定表(書式:7) <input type="checkbox"/> 認定臨床研修施設研修皆勤証明書(様式:臨-11号) 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 認定臨床一次研修修了証の写し <input type="checkbox"/> 認定臨床(一次・二次)研修修了証明書(様式:臨-7号) <input type="checkbox"/> 合格した研修施設症例報告:1症例分 <input type="checkbox"/> 症例報告の同意書(様式:臨-8号) <input type="checkbox"/> 合格した症例報告合否判定表(書式:7) <input type="checkbox"/> 認定臨床研修施設研修皆勤証明書(様式:臨-11号)

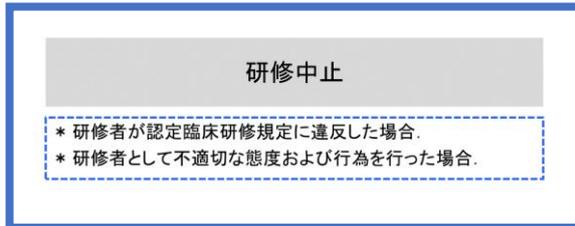
l) 認定臨床二次研修の申請



認定臨床二次研修の実施申請の手続きは、図に示すような流れです。その内容は、一次研修と同様の手順で認定臨床二次研修実施の手続きです。研修希望者は、提出書類の不備は無いように確認を行って下さい。

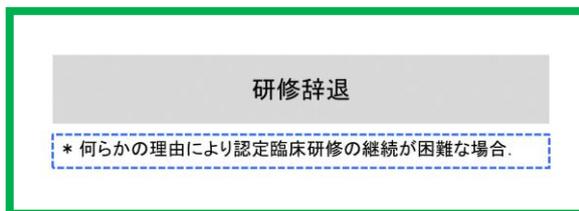
2. 認定臨床研修の中止，辞退

a) 研修中止について



研修指導者は、学会の認定臨床研修に関する細則に従って認定臨床研修を中止することができます。研修指導者は、研修を中止にする際に委員会へ認定臨床研修の中止とその理由を、認定臨床研修中止届（様式：臨-9号）にて報告をして下さい。

b) 研修辞退について



研修者は、学会の認定臨床研修に関する細則に従って認定臨床研修を辞退することができます。そして、研修者は研修を辞退する際に、委員会へその理由を、認定臨床研修辞退届（様式：臨-10号）にて報告して下さい。

3. 修了判定

研修指導者は、下記の判定基準をもって認定臨床研修修了の判定を行って下さい。

- a) 認定臨床研修の皆勤
- b) 認定臨床研修目標に対する達成度
- c) 研修施設症例報告の合格

4. 研修者・指導者・委員会の役割

a) 研修者の役割

① 研修前

- 1) 希望する認定臨床研修施設へ申請書類を送付
- 2) 受け入れが許可されたのち委員会へ必要書類を提出
- 3) 受け入れが許可されたのち認定臨床研修施設へ必要書類を提出
- 4) 研修費用を確認

② 研修中

- 1) 症例報告を作成
- 2) 研修を辞退する際は委員会に認定臨床研修辞退書を提出

③ 研修後

- 1) 委員会に必要書類を提出

b) 指導者の役割

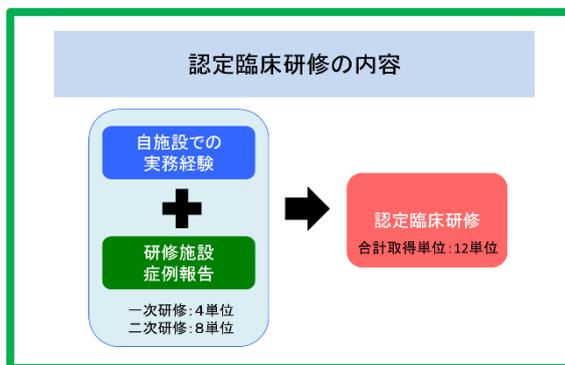
① 研修前

- 1) 認定臨床研修受け入れ返答書を研修希望者に返信
- 2) 必要に応じて研修に関わる書類を研修者に送付
- 3) 研修費用の明示

- ② 研修中
 - 1) 臨床研修の指導
 - 2) 症例の提供
 - 3) 症例報告の作成指導
 - 4) 研修を中止する際には委員会に認定臨床研修中止届を提出
- ③ 研修後
 - 1) 合否判定
 - 2) 研修者に認定臨床研修修了証明書を発行
- c) 委員会の役割
 - ① 研修中
 - 1) 研修者から辞退の申請があった際は研修指導者へ連絡する
 - ② 研修後
 - 1) 研修者へ認定臨床研修修了証を交付
 - 2) 指導者へ教育実践要件の単位を付与
 - 認定臨床一次研修指導 2単位
 - 認定臨床二次研修指導 4単位
 - 研修施設症例報告指導 2単位

5. 認定施設勤務者の施設研修の免除

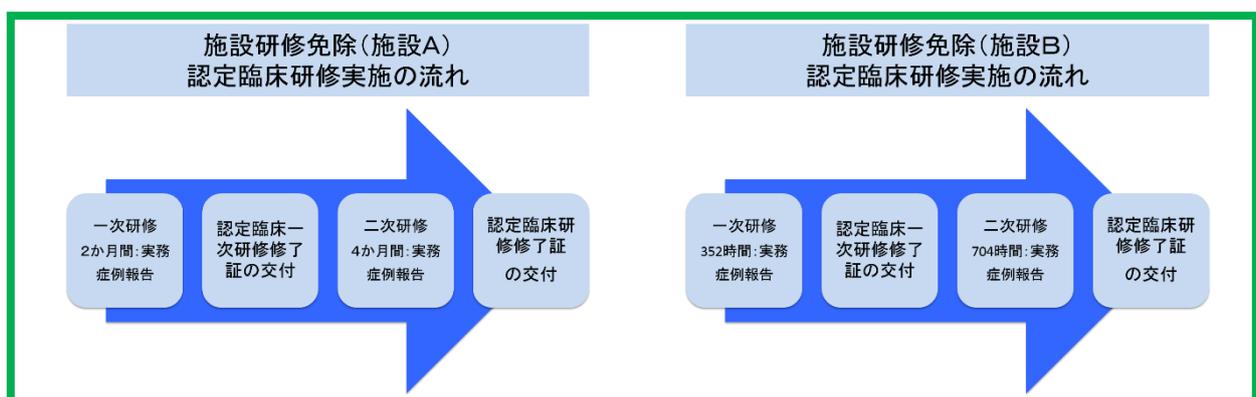
a) 施設研修免除について



施設A勤務者は、自施設における一定期間の実務経験を研修期間として置き換えて施設研修を免除することができます。ただし、症例報告の作成は免除されません。

施設B勤務者は、研修指導者の出勤時間が実務経験として認定されます。その際は、研修指導者の勤務状況を証明する書類が必要となります。また、症例報告の作成は免除されません。

b) 施設研修免除における申請から修了の流れ



c) 研修施設免除対象者の適応条件

認定臨床一次研修・研修免除の適応条件 ☑Check point!

- 研修者が勤務している施設が、認定臨床研修施設であること。
- 学会会員であること。
- 認定ハンドセラピスト養成カリキュラムの基礎研修および応用実践研修をすべて修了していること。
- 上記のカリキュラムをすべて修了してから、認定臨床研修施設での実務経験が、所定の期間を満たしていること。

施設研修免除対象者の適応条件は、左に示す通りです。

d) 研修課題

施設研修免除対象者は、研修施設症例報告を一次研修期間と二次研修期間に自施設の認定ハンドセラピストの指導のもとでセラピーを実施し、症例報告作成を行って下さい。研修施設症例報告の作成は、VI項-2.を参照して作成を行って下さい。

e) 研修施設症例報告の合否判定

研修指導者は、症例報告の合否判定をして下さい。研修施設症例報告の合否判定は、**症例報告に関する判定基準及び審査結果・VI項-2-d)**を参考に、**症例報告合否判定表(書式7)**に記入して下さい。

f) 認定臨床一次・二次研修修了証明書の発行

研修指導者は、研修者が所定の実務経験を満たし、研修施設症例報告が合格しましたら、研修免除に関わる実務期間証明書(様式:臨-13号)および症例報告合否判定表(書式7)、認定臨床(一次・二次)研修修了証明書(様式:臨-7号)を発行して下さい。

g) 委員会へ認定臨床研修修了の書類提出(一次研修修了後・二次研修修了後)

認定臨床一次研修修了後に 委員会へ提出する書類 (施設研修免除)☑Check point!

- 学会認定ハンドセラピスト養成カリキュラム基礎研修および応用実践研修受講修了証の写し
- 認定臨床(一次・二次)研修修了証明書(様式:臨-7号)
- 研修免除に関わる実務期間証明書(様式:臨-12号)
- 合格した研修施設症例報告:1症例分
- 症例報告の同意書(様式:臨-8号)
- 合格した症例報告合否判定表(書式:7)

認定臨床二次研修修了後に 委員会へ提出する書類 (施設研修免除)☑Check point!

- 認定臨床一次研修修了証の写し
- 認定臨床(一次・二次)研修修了証明書(様式:臨-7号)
- 研修免除に関わる実務期間証明書(様式:臨-12号)
- 合格した研修施設症例報告:1症例分
- 症例報告の同意書(様式:臨-8号)
- 合格した症例報告合否判定表(書式:7号)

研修者は、認定臨床研修修了後に委員会へ所定の書類を提出して下さい。書類提出後に学会理事長から一次研修修了後には「認定臨床一次研修修了証」が、二次研修修了後には「認定臨床研修修了証」が交付されます。

※認定臨床一次研修修了証は、日本作業療法士協会認定の専門作業療法士(手外科)取得申請時にも必要な書類です。認定臨床研修修了証は本学会認定試験申請時に必要になります。大切に保管して下さい。

V. 読み替え措置について

1. 目的

この度、認定臨床研修を履修することが困難な者に対して、読み替え措置により単位を読み替えることができるように致しました。

2. 実施要綱

a) 課題付研修

- ①対象 日本ハンドセラピィ学会 認定ハンドセラピスト養成カリキュラム
基礎研修および応用研修修了者
- ②研修施設 認定臨床研修施設A ※認定ハンドセラピストが常勤する認定臨床研修施設
認定臨床研修施設B ※認定ハンドセラピストが1週間に4時間以上勤務する認定臨床研修施設
- ③研修期間 一次研修：4時間 × 4回
二次研修：4時間 × 8回
- ④課題 研修期間中
いずれかの課題を4時間あたり1課題実施する。
1) 治療計画の立案
研修施設の症例に対して評価を行い、問題点を抽出し、治療計画を立案する。
その後、研修指導者と治療計画に関してディスカッションし、理解を深める。
2) スプリントの作成
研修施設の医師または指導者の指示に従い、上記の治療計画立案後にスプリントを作製する。
一次研修：計4課題
二次研修：計8課題
- ⑤単位 一次研修：4単位
二次研修：8単位
※それぞれ課題の合格をもって認定される

b) 自施設症例報告

- ①対象 一次研修（課題付研修×4）を修了した者
二次研修（課題付研修×8）を修了した者
- ②指導者 認定ハンドセラピスト
- ③指導期間 3か月間（2週に1回、経時的な指導を受ける）
- ④指導方法 研修者と指導者間で合議する
例：面談、メール、ビデオ通話など
- ⑤症例 研修者が勤務する自施設の症例

⑥症例数 一次研修修了後 1 例
二次研修修了後 2 例

⑦合否判定 3 か月間の臨床指導後 1 か月以内に症例報告指導者に提出する。
合否判定は、症例報告指導者が「症例報告に関する判定基準及び審査結果」(VI 項-2-d)に従って行い、「症例報告合否判定表」(書式7)を研修者に交付する。

⑧単位 一次研修：1 症例 2 単位
二次研修：2 症例 4 単位

c) 単位対応表

一次研修

認定臨床研修	単位	読み替え措置	単位	修了要件
施設研修 1 か月間 (176 時間)	4	研修施設での課題付研修 課題 ① 治療計画立案 4 時間 ② スプリント作成 1 課題 ※4 時間のうち①②いずれかの課題を以て単位取得とする。ただし、②は2 単位のうち 1 回以上実施しなければならない。	0.5	2
研修施設症例報告 1 例		自施設症例報告 1 例	2	2

二次研修

施設研修 2 か月間 (352 時間)	8	研修施設での課題付研修 課題 ① 治療計画の立案 4 時間 ② スプリントの作成 1 課題 ※4 時間のうち①②いずれかの課題を以て単位取得とする。ただし、②は4 単位のうち 2 回以上実施しなければならない。	0.5	4
研修施設症例報告 1 例		自施設症例報告 2 例	2	4

3. 認定臨床研修施設について

a) 認定臨床研修施設の施設基準

① 認定臨床研修施設 A

- 1) 手外科疾患を対象とした診療実績の延べ人数が前年の 1 年間で 1200 人以上である。
- 2) 指導にあたる常勤の認定ハンドセラピストが 1 名以上である。

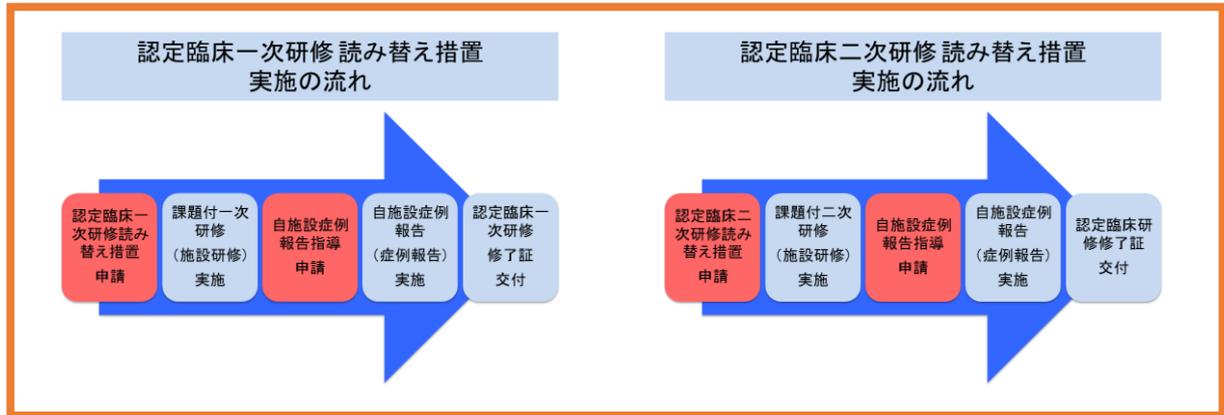
② 認定臨床研修施設 B

- 1) 手外科疾患を対象とした診療実績の延べ人数が前年の 1 年間で 1200 人以上である。
- 2) 指導にあたる非常勤(4 時間/週以上)の認定ハンドセラピストが 1 名以上である。

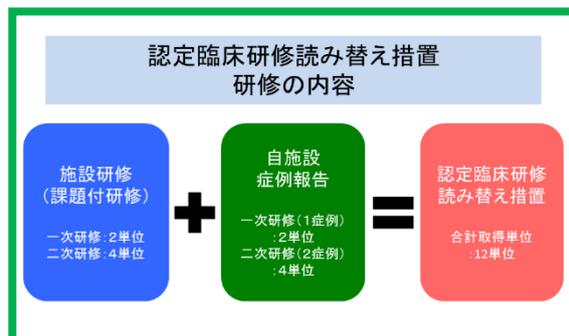
4. 申請から修了の流れ

a) 認定臨床研修読み替え措置（以下、読み替え措置と略す）実施の流れ

認定臨床研修読み替え措置の大まかな流れは、図に示すように「一次研修申請」→「一次研修実施」→「認定臨床一次研修修了証の交付」→「二次研修申請」→「二次研修実施」→「認定臨床研修修了証の交付」となります。手続きには所定の書類が必要ですので、確認し不備が無いように準備をして下さい。

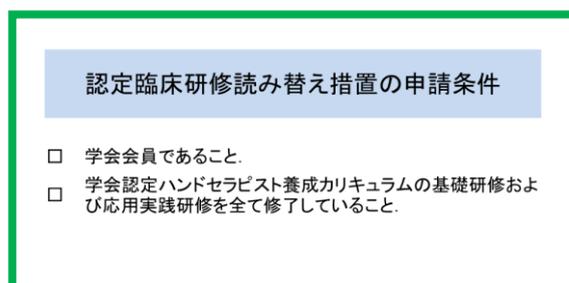


b) 読み替え措置の研修内容



読み替え措置は、それぞれ一次研修と二次研修において施設研修における課題付研修と自施設症例報告で構成され、単位取得を行います。

c) 読み替え措置の申請条件



研修希望者は読み替え措置を始めるには、図に示しています申請条件を満たしている必要があります。

※ 研修希望者が勤務する施設が認定臨床研修施設の際には、自施設で読み替え措置を利用した研修はできません。

※ 二次研修の申請条件には、一次研修が終了し学会理事長から「認定臨床一次研修修了証」が交付されている必要があります。

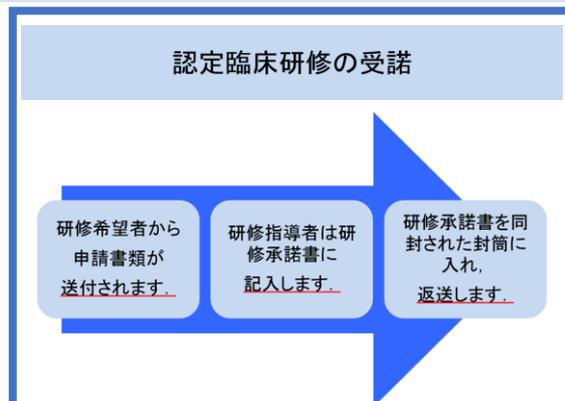
d) 申請書類の送付

申請書類の送付
☑ Check point!

- 認定臨床研修申請書(書式:1)
- 認定臨床研修個人資料(書式:2)
- 認定臨床研修承諾書(書式:3)※未記入のもの
- 返信用封筒(研修申請者の住所と氏名を明記し、切手を貼付したもの)
- 本学会会員証の写し
- 認定ハンドセラピスト養成カリキュラムの基礎研修および応用実践研修受講修了証の写し

研修希望者は、希望する認定臨床研修施設へ**直接申請**を行って下さい。事前に指導を依頼する認定ハンドセラピストへ打診をしておくことをお勧めします。

e) 読み替え措置の受諾



読み替え措置の受諾は、申請書類送付後に認定臨床研修施設または研修指導者(認定ハンドセラピスト)からの「認定臨床研修承諾書」(書式:3)をもって行います。

f) 委員会へ研修受諾の連絡

**認定臨床研修の受け入れが受諾された場合に
委員会に提出する書類**
☑ Check point!

- 会員証の写し
- 認定ハンドセラピスト養成カリキュラムの基礎および応用実践研修受講修了証の写し
- 認定臨床研修承諾書(書式:3)の写し
- 認定臨床研修開始届(様式:臨-5号)
- 認定臨床研修に関わる誓約書(様式:臨-6号)

認定臨床研修の受け入れが受諾された場合、
研修開始の1週間前までに所定の書類を提出して下さい。

研修希望者は、認定臨床研修の受け入れ受諾を得た後に、委員会へ所定の書類を、研修開始1週間前までに提出して下さい。

g) 認定臨床研修施設への書類提出

研修希望者は、下に示している所定の書類を認定臨床施設へ提出して下さい。また、認定臨床研修施設ガイドを参照し、必要書類を確認してください。

<p style="text-align: center;">認定臨床研修の受け入れが受諾された場合に 認定臨床研修施設に提出する書類 ☑ Check point!</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 契約書(書式:4) 署名・捺印したものを2部 ※研修施設保管用と研修者保管用の2部必要です。 <input type="checkbox"/> 認定臨床研修施設に対する誓約書(書式:5) <input type="checkbox"/> 個人情報取り扱い誓約書(書式:6) <input type="checkbox"/> 課題付研修合格証明書(様式:臨-13号) 	<p style="text-align: center;">研修施設によって提出が必要な書類 ☑ Check point!</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 理学療法士または作業療法士補償保険書の写し <input type="checkbox"/> 損害賠償保険加入証明書の写し <input type="checkbox"/> その他
---	---

h) 認定臨床研修費の確認

研修希望者は、認定臨床研修費の確認を行って下さい。研修施設によって「施設使用料」や「研修指導料」があります。実施を希望した研修施設に確認し、指示に従い支払って下さい。

i) 課題付研修の開始

研修者は以上の研修の手続きを行い、課題付研修開始することができます。一次研修と二次研修における施設研修では、課題付研修を4時間あたり0.5単位取得が可能です。取得が必要な単位は、一次研修では2単位、二次研修では4単位の取得が必要です。

認定臨床一次研修 読み替え措置		認定臨床二次研修 読み替え措置	
課題付研修(一次研修時)		課題付研修(二次研修時)	
課題付研修数	4研修(内訳:1研修・4時間・0.5単位)	課題付研修数	8研修(内訳:1研修・4時間・0.5単位)
時間数	16時間	時間数	32時間
取得単位数	2単位	取得単位数	4単位
課題内容	①治療計画立案 ②スプリント作製 ※課題付研修において4研修中、②は1回以上実施しなければなりません。	課題内容	①治療計画立案 ②スプリント作製 ※課題付研修において8研修中、②は2回以上実施しなければなりません。

j) 課題付研修の修了(一次研修・二次研修)

課題付研修の修了	
* 研修指導者は 1研修ごとに課題付研修合格証明書(様式:臨-13号)を発行して下さい。	
一次研修	課題付研修を 4研修実施 します。 ⇒ 課題付研修合格証明書が4枚発行 されます。
二次研修	課題付研修を 8研修実施 します。 ⇒ 課題付研修合格証明書が8枚発行 されます。

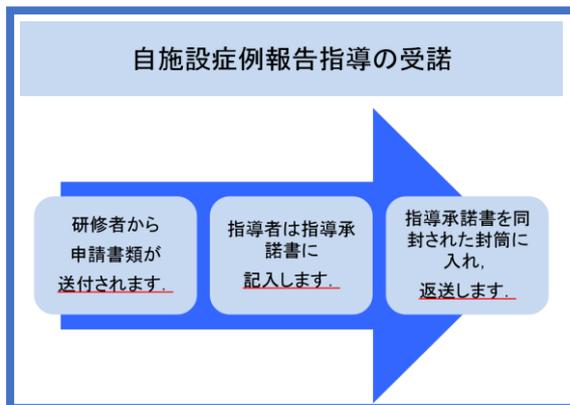
研修指導者は、1研修修了ごとに**課題付研修合格証明書(様式:臨-13号)**を研修者に発行して下さい。一次研修では計4枚、二次研修では計8枚をもって修了となります。

k) 自施設症例報告の申請

自施設症例報告 申請書類の送付	
<input type="checkbox"/>	自施設症例報告指導申請書(書式:8)
<input type="checkbox"/>	自施設症例報告申請者個人資料(書式:9)
<input type="checkbox"/>	自施設症例報告受け入れ返答書(書式:10) ※未記入のもの
<input type="checkbox"/>	返信用封筒(研修申請者の住所と氏名を明記し、切手を貼付したもの)

課題付研修(施設研修の一次研修または二次研修)を修了した研修者は、自施設症例報告を実施して下さい。希望する症例報告指導者へ**直接申請**を行って下さい。事前に指導を依頼する認定ハンドセラピストへ打診をしておくことをお勧めします。

l) 自施設症例報告指導の受諾



自施設症例報告指導の受諾は、申請書類送付後に認定ハンドセラピストから**自施設症例報告指導承諾書**（書式：10）が研修者へ返送されます。

m) 委員会へ自施設症例報告指導受諾の連絡

**自施設症例報告の指導受諾の連絡
委員会に提出する書類**

* 自施設症例報告の指導が開始される前までに本委員会へ以下の書類を提出して下さい。

- 自施設症例報告に関する報告書（様式：臨-14号）
- 自施設症例報告指導承諾書（書式：10）の写し

研修者は、自施設症例報告指導の受諾を認定ハンドセラピストから頂いた後に、委員会へ自施設症例報告指導が開始される前までに、所定の書類を提出して下さい。

n) 自施設症例報告指導の実施

自施設症例報告の実施

自施設症例報告（一次研修時）	
症例数	1症例
指導期間	3か月間
指導頻度	少なくとも2週間に1回の指導を受ける。
取得単位	2単位

自施設症例報告（二次研修時）	
症例数	2症例
指導期間	それぞれ3か月間
指導頻度	少なくとも2週間に1回の指導を受ける。
取得単位	4単位 ※1症例あたり2単位

読み替え措置における自施設症例報告は、**一次研修修了後に1症例、二次研修修了後に2症例**を実施します。自施設症例報告の内容は前向き症例報告です。これは、研修者が自施設で担当する患者の治療について、認定ハンドセラピストの指導を受けながら行います。認定ハンドセラピストから受ける指導期間は**3か月間**で、2週間に1回以上の経時的な指導を頂いて下さい。自施設症例報告の作成は、p-20.のVI項2を参照して行って下さい。

o) 自施設症例報告の提出

自施設症例報告の提出期限

* 3か月間の**指導終了後1か月以内**に、以下の書類を症例報告指導者へ提出して下さい。

- 症例報告合否判定表（書式：7）※未記入のもの
- 作成した自施設症例報告
- 返信用封筒（研修者の住所と氏名を明記し、切手を貼付したもの）

研修者は、3か月間の自施設症例報告指導を修了した後、1か月以内に症例報告指導者に所定の書類を提出して下さい。

p) 自施設症例報告の合否判定

自施設症例報告の指導者（認定ハンドセラピスト）は、上記に示す症例報告等の書類を研修者から提出されましたら、合否判定を行って下さい。合否判定は「**症例報告に関する判定基準及び審査結果**」VI項-2-d)に従って行い、「**症例報告合否判定書**」（書式7）に記入して研修者へ返送して下さい。

q) 自施設症例報告の合否判定通知後について

- ① 合格通知を受けた際：認定臨床一次研修修了または、認定臨床研修終了の書類提出を委員会に行ってください。
- ② 不合格通知を受けた際：通知後1か月以内に症例報告の再提出をして下さい。再提出は、V項-4-o)と同様の方法で行ってください。

r) 委員会へ認定臨床研修修了の書類提出（一次研修修了後・二次研修修了後）

研修者は、認定臨床研修修了後に委員会へ所定の書類を提出して下さい。委員会への書類提出後に学会理事長から一次研修修了後には「認定臨床一次研修修了証」が、二次研修修了後には「認定臨床研修修了証」が交付されます。

※ 認定臨床一次研修修了証は、日本作業療法士協会認定の専門作業療法士（手外科）取得申請時にも必要な書類です。大切に保管して下さい。

認定臨床一次研修 読み替え措置 研修修了後に委員会へ提出する書類	認定臨床二次研修 読み替え措置 研修修了後に委員会へ提出する書類
<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 4枚の課題付研修合格証明書(様式:臨-13号) <input type="checkbox"/> 合格した自施設症例報告:1症例分 <input type="checkbox"/> 症例報告の同意書(様式:臨-8号):1症例分 <input type="checkbox"/> 合格した症例報告合否判定表(書式:7)の写し:1症例分 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 認定臨床一次研修修了証の写し <input type="checkbox"/> 8枚の課題付研修合格証明書(様式:臨-13号) <input type="checkbox"/> 合格した自施設症例報告:2症例分 <input type="checkbox"/> 症例報告の同意書(様式:臨-8号):2症例分 <input type="checkbox"/> 合格した症例報告合否判定表(書式:7)の写し:2症例分

s) 読み替え措置の二次研修の申請

読み替え措置の二次研修実施の申請手続きは、一次研修時に行った課題付研修の申請手続きと同様な方法で行ってください。また、自施設症例報告指導の申請手続きも一次研修と同様な方法で行ってください。二次研修における自施設症例報告は2症例必要です。※それぞれ症例報告指導申請を行う必要があります。



5. 研修者・指導者・委員会の役割

a) 研修者の役割

① 研修前

- 1) 希望する認定臨床研修施設へ申請書類を送付
- 2) 受け入れが許可されたのち委員会に必要書類を提出
- 3) 受け入れが許可されたのち認定臨床研修施設へ必要書類を提出
- 4) 研修費用を確認

② 研修中

- 1) 4時間あたり1課題を実施
- 2) 研修を辞退する際は委員会に認定臨床研修辞退届を提出

③ 施設研修後

- 1) 希望する認定ハンドセラピストに自施設症例報告の指導依頼を送付
- 2) 指導以来が受諾されれば、指導開始までに委員会に報告書を提出
- 3) 少なくとも1回/2週間以上の指導を受けながら自施設症例報告を作成
- 4) 指導修了後に指導者へ自施設症例報告を提出
- 5) 各合格証明証等を委員会へ提出

b) 研修指導者の役割

① 研修前

- 1) 認定臨床研修受け入れ返答書を研修者に返送
- 2) 研修費用の明示

② 研修中

- 1) 各課題の設定と指導
- 2) 1課題毎に課題付研修合格証明書を発行
- 3) 研修を中止する際は委員会に認定臨床研修中止届を提出

c) 症例報告指導者の役割

① 症例報告指導前

- 1) 研修者からの申請書類に対し受け入れ返答書を返送

② 症例報告の臨床指導中

- 1) 少なくとも1回/2週間以上の報告症例の臨床指導を行う

③ 症例報告の合否判定

- 1) 症例報告の臨床指導修了後1か月以内に提出される症例報告の合否判定を行う
- 2) 合否判定は症例報告に関する判定基準及び審査結果に従い行う

d) 委員会の役割

① 研修前

- 1) 研修者からの研修開始届の管理

② 研修中

- 1) 研修者からの辞退の申請があった際は研修指導者へ連絡する

③ 研修後

- 1) 研修者へ認定臨床研修修了証を交付
- 2) 研修指導者へ教育等実践要件の単位を付与
 - 課題付研修指導 0.5 単位
- 3) 症例報告指導者へ教育実践要件の単位を付与
 - 自施設症例報告指導 2 単位

VI. 資料

1. 研修種別一覧

	認定臨床研修		読み替え措置
	施設研修 免除なし	施設研修 免除あり	施設研修 免除なし
研修者	一般施設勤務者 認定研修施設勤務者※	認定研修施設勤務者	一般施設勤務者
内容	3か月間の施設研修 研修施設症例報告	研修施設症例報告	48時間の課題付研修 自施設症例報告
研修施設	施設A・B		施設A・B
※ 施設研修を免除することができる認定研修施設勤務者が、施設研修の免除を行わずに認定臨床研修を行う際は、勤務地での認定臨床研修は認められません。			

2. 症例報告について

症例報告書には、研修施設で評担当した症例の研修施設症例報告と、研修者が勤務する施設で担当した症例の自施設症例報告があります。

症例報告作成の際は、**同意書**が必要です。学会が定める「**学会個人情報保護方針**」および「**認定臨床研修における個人情報保護に関する細則**」（学会HP参照）を熟読し、「**症例報告の同意書（様式：臨-8号）**」「**個人情報の取り扱いの誓約書（書式6）**」を「**症例報告の同意説明書**」を用いて説明し、同意を得てください。

a) 症例報告書種別

	研修施設症例報告	自施設症例報告
研修種別	認定臨床研修 認定臨床研修 免除あり	読み替え措置
対象とする症例	研修施設の担当症例	自施設の担当症例
症例報告数	一次研修：1症例 二次研修：1症例	一次研修：1症例 二次研修：2症例
指導者	施設研修先の研修指導者	症例報告指導者
症例の選択	※報告書の症例の疾患は「症例報告経験一覧（VI-2-c）」を参考にして選択してください ※各症例報告は異なる疾患であることが望まれますが、同一疾患であっても治療に影響する因子があれば、同一疾患でも可とします。 ※症例からの同意書が必須です。	
症例報告の作成方法	研修指導者の指導のもと作成して下さい	前向き症例報告です。 3か月間の臨床指導を受けたのち、1か月以内に症例報告を指導者に提出します。
合否判定	「症例報告作成要綱（VI-2-b）」に従って作成して下さい。 指導者が「症例報告に関する判定基準及び審査結果（VI-2-d）」を用いて合否判定を行います。	

b) 症例報告作成要綱

表題	症例報告に適した表題とする。	
本文	1. はじめに	当該する疾患の説明，治療における歴史的な変遷及び現在の一般的な治療方法について説明し，報告するに至った理由を記述する。
	2. 目的	症例報告にあたっての目的を記述する。
	3. 症例紹介	症例の背景，受傷起点（発症の経緯），受診までの経過，身体所見，画像所見，治療方針，手術内容，セラピーの処方内容などについて要点を記述する。
	4. セラピー評価	セラピー開始前の評価内容について記述する。
	5. セラピー目標	治療方針，セラピー処方内容，セラピー前評価等からセラピーの目標を設定し，記述する。
	6. セラピー計画	セラピーの目標に基づき，タイムスケジュールを含めた計画を立案し，記述する。
	7. 経過	セラピー計画に従い，経過について記述する。経過中の変化（手術も含む）に伴い，セラピー内容に追加や変更を加えた場合には，その意図する目的を明示する。
	8. 結果	セラピー施行後の結果について記述する。
	9. 考察	セラピーの経過及び結果から，セラピーの効果及び影響を及ぼした要因，セラピーの妥当性などを分析，検討して記述する。
	10. まとめ	報告の要点を記述する。
	11. 文献	報告書を作成するにあたり，引用した文献を引用順に記載する。

※個人を特定できないよう十分に配慮して下さい。

c) 症例経験一覧

1. 骨，関節疾患	指節骨部，IP・MP 関節部，中手骨部，CM 関節部，手根骨・橈骨遠位端部，手関節部，前腕骨骨幹部，上腕骨遠位・前腕近位部，肘関節部，上腕骨骨幹部，上腕骨近位部，肩関節部
2. 腱損傷	① 屈筋腱損傷： 腱縫合，腱移行，腱移植，腱剥離
	② 伸筋腱損傷： 腱縫合，腱移行，腱移植，腱剥離
3. 末梢神経障害	① 腕神経叢損傷： 外傷性，分娩麻痺
	② 神経損傷： 正中神経麻痺，尺骨神経麻痺，橈骨神経麻痺，その他
	③ 絞扼神経障害： 正中神経麻痺，尺骨神経麻痺，橈骨神経麻痺，その他
	④ 複合性局所疼痛症候群
4. 麻痺手の再建	四肢麻痺手，正中神経麻痺，尺骨神経麻痺，橈骨神経麻痺，混合神経麻痺（腕神経叢麻痺を含む）
5. 複合組織損傷（切断を含む）	
6. 変形性関節症	Heberden 結節，Bouchard 結節，母指 CM 関節症，変形性肘関節症
7. 関節リウマチ	
8. 蓄積外傷障害	
9. 手関節疾患	Kienbock 病，Preiser 病，遠位橈尺関節障害，TFCC 損傷，尺骨突き上げ症候群，手根不安定症
10. 先天異常	
11. 循環障害	
12. 特殊な外傷	高圧注入損傷，熱傷，熱圧挫傷，電撃傷，化学損傷，咬傷，剥脱損傷
13. 拘縮	皮膚性拘縮，腱・筋性拘縮，関節性拘縮，Dupuytren 拘縮，阻血性拘縮
14. 炎症性疾患，その他疾患	

d) 症例報告に関する判定基準及び審査結果

判定項目	判定基準	審査結果	
1. 表題	症例報告に適切な表題となっているか。	十分	不十分
2. 匿名性の確保	個人を特定できないように配慮されているか。	十分	不十分
3. はじめに	当該する疾患の説明, 治療における歴史的な変遷及び現在の一般的な治療法について適切に記述されているか。	十分	不十分
4. 目的	報告の目的について明確に記述されているか。	十分	不十分
5. 症例紹介	症例の背景, 受傷起点 (発症の経緯), 受診までの経緯, 身体所見, 画像所見, 治療方針, 手術内容, セラピーの処方内容等について、要点が網羅され, 適切に記述されているか。	十分	不十分
6. セラピー評価	適切な評価指標を用い, 正確に記述されているか。	十分	不十分
7. セラピー目標	治療方針, セラピー処方内容, 評価に基づいた, 的確な計画が立案されているか。	十分	不十分
8. セラピー計画	セラピー目標に基づき, タイムスケジュールを含めた適切な計画が立案されているか。	十分	不十分
9. 経過	症例の経時的変化や, セラピーの経過について記述されているか。また, セラピー内容の追加や変更に対して, その意図する目的が記述されているか。	十分	不十分
10. 結果	適切な評価時期に, 適切な評価指標を用いて記述されているか。	十分	不十分
11. 考察	セラピーの経過及び結果から, セラピーの効果または, 影響をもたらした要因, セラピーの妥当性等について検討されているか。	十分	不十分
12. まとめ	要点を適切に記述しているか。	十分	不十分
13. 文献	報告書で使用された文献や引用順等は適切か。	十分	不十分

※匿名性が確保されていないものは不合格とする

お問い合わせ

一般社団法人日本ハンドセラピー学会 認定臨床研修委員会事務局

〒192-0002 東京都八王子市高月町 360

東京手の外科・スポーツ医学研究所 ハンドセラピー室 阿部幸一郎

TEL : 042-692-1115

E-mail : rinkens@jhts.org

Ⅶ. 手続きに必要な書類一覧

書式一覧

書式：1	認定臨床研修申請書
書式：2	認定臨床研修個人資料
書式：3	認定臨床研修承諾書
書式：4	契約書
書式：5	認定臨床研修施設に対する誓約書
書式：6	個人情報取り扱い誓約書
書式：7	症例報告合否判定表
書式：8	自施設症例報告指導申請書
書式：9	自施設症例報告申請者個人資料
書式：10	自施設症例報告指導承諾書

様式一覧

様式：臨-1号	認定臨床研修施設申請書
様式：臨-2号	認定臨床研修施設情報
様式：臨-3号	認定ハンドセラピストの在職証明書
様式：臨-4号	認定臨床研修施設辞退届
様式：臨-5号	認定臨床研修開始届
様式：臨-6号	認定臨床研修に関わる誓約書
様式：臨-7号	認定臨床（一次・二次）研修修了証明書
様式：臨-8号	症例報告の同意書
様式：臨-9号	認定臨床研修中止届
様式：臨-10号	認定臨床研修辞退届
様式：臨-11号	認定臨床研修施設研修皆勤証明書
様式：臨-12号	認定臨床研修施設研修免除に関わる実務期間証明書
様式：臨-13号	課題付研修合格証明書
様式：臨-14号	自施設症例報告に関する報告書